

労山新特別基金 第二種団体申込書

受理印

20 年 月 日

所属地方連盟			
団体名			
団体番号			
期限月	月	申込口数	口
寄付金額	円		

労山新特別基金規定より

第25条 [登録期間]

登録期間は申し込みを受理した日から、委員会の定めた加入者の所属する団体または地方連盟ごとの登録期限月の末日までとする。

第26条 [寄付金]

寄付金は1口1000円とし、寄付金の口数を加入時に登録する。

ただし、団体の場合は、1口2,000円とし、1～5口までとする。

- 登録した寄付金は、加入者の所属する団体が次期更新月に納付する。
- 定められた登録期限月以外に登録する場合は、1口あたりの金額を別に定める。

団体の各口数による入院、通院1日あたりの交付額

口数	1口	2口	3口	4口	5口
入院(日額)	80円	160円	240円	320円	400円
通院(日額)	40円	80円	120円	160円	200円

交付は所属会・クラブの会員であれば誰でも受けられます。登録期間中2件までとし限度額の範囲内で交付する。但し、入通院のみで、救助・捜索には適用されません。交付の特典(3倍交付)は対象外です。

労山新特別基金運営委員会